



北海道・札幌の未来に向けて、道内市町村との連携を深める

札幌市 市長
上田文雄 氏 (65)



◇目指すべき都市像

『北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち』

『互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち』

これは、本年2月に策定した「札幌市まちづくり戦略ビジョン」で掲げた、札幌市が目指す都市像です。

今日、私たちは、超高齢社会の到来、経済のグローバル化、エネルギー政策の見直しなど、時代の大きな転換期を迎えています。札幌の未来をつなぐ子どもたちのために、このまちを良好なカタチで引き継いでいかなければなりません。この強い思いのもと、市民、企業、行政みんなが共有できる将来のまちの姿を描き出しました。

◇札幌の魅力と発展の鍵

札幌の発展は、明治2（1869）年、蝦夷（えぞ）地が北海道と改称され、札幌が開拓の中心に位置づけられたことが始まりです。以降、多くの先人たちが、遠大な計画に基づき、都市基盤を整え、産業を興して、道都・札幌を築いてきました。

ビジョン策定に当たってまず考えたことは、札幌の魅力は何か、ということです。身近な自然や豊かな食、美しい街並みなどが挙げられるでしょう。同時に、その多くは北海道の魅力でもあり、開拓の歴史以来、札幌と北海道は密接不可分だったと考えます。北海道の魅力・資源と札幌の都市機能との融合こそが、札幌発展の「鍵」であると思います。

このような考えのもと、札幌市は今年度から、道内市町村との連携に重点的に取り組んでいます。まず、地域のニーズを把握するため、道内178市町村にアンケート調査を実施。この結果を踏まえ、連携に関する総合相談窓口“つながる地域ホットライン”の開設や、地域特産品の販路拡大に向けた札幌での「お試し出展」などの支援を行っています。

◇地方分権は市民のために

地方分権の目的は、地方の自主性・自立性を高め、地方がその個性や潜在力を発揮することによって、活力に満ちた地域社会を実現することであり、その取り組みの成果を市民が実感できることが、何よりも大切と考えます。

連携を進めることで、地域資源や魅力の好循環を生み出し、そこに住む人々が豊かな暮らしを実感するとともに、誇りを持って地域に住み続けたいと願う。そんな北海道・札幌の未来に向けて、札幌市はこれからも、道内市町村との連携を一層深めてまいります。

HPアドレス: <http://www.city.sapporo.jp>

問い合わせ先: 札幌市総務局行政部総務課 TEL : 011-211-2162

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



震災対応からみた地方分権の必要性

仙台市 市長
奥山恵美子 氏 (62)



未曾有の大災害である東日本大震災から2年半余りが経過しました。

この間、本市は、大災害からの復旧・復興に全力で取り組んできました。その中で痛感したことは、大規模災害時の対応も、日常行う業務のノウハウが基礎となることと、「迅速な対応」という点で現行制度には見直すべき点があるということでした。

まず、ノウハウの面では、本市は、指定都市として、基礎自治体の中でも幅広い業務を担っていたため、制度から現場まで熟知する職員が多方面に存在していたことが、大きな力になりました。例えば、震災がれきの処理では、本市は、現地撤去から最終処分まで自分たちで全て行うことを基本に処理システムを組み立てることができましたが、これは、神戸市さんや京都市さんのご支援があったことに加え、指定都市として普段から産業廃棄物も含めた廃棄物行政全般を担っていたからこそできたことと考えています。

一方で、指定都市であっても権限移譲が十分ではなく、迅速に対応できなかったものもありました。プレハブ仮設住宅の建設は、その一つです。現在の災害救助法においては、仮設住宅の建設について市に権限がなく、県が一元的に行ったため、仙台市は用地確保などの準備を早く整えたにもかかわらず、他市町と横並びで建設が行われました。震災前から権限が移譲されていれば、もっと早く提供できたのではないかと考えると、残念でなりません。

また、災害時における権限だけではなく、運用の面でも見直しの必要な点が多くあると実感しました。一例を挙げると、救助は現物給付を原則とし、例外がほとんど認められていません。家屋の応急修理などで金銭補助のほうが簡便なケースでも、必ず県や市が発注者にならねばならず、そのために手続きが煩雑化し、事務処理に膨大な時間を要しました。

災害救助法は1947年に制定されましたが、この間社会状況は大きく変化いたしました。基礎自治体の数は、当時の約1万から現在は約1700と大幅に減少し、その体制も充実した中で、災害時の救助主体も、都道府県から市町村への見直しを図るべきだと思います。

今後、発生が予想される大規模災害時に、行政は迅速に対応できるよう備えなければなりません。本市は、今回の大震災を経験した指定都市として、その経験や上述のような問題意識を幅広く訴えていく考えです。

HPアドレス: <http://www.city.sendai.jp>

問い合わせ先: 仙台市行財政改革課 TEL : 022-214-1263

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



選ばれる都市を目指して

さいたま市 市長
清水勇人 氏 (51)



さいたま市は、2003年4月1日に指定都市へ移行してから、今年で10周年の節目を迎えました。その節目の年に、自転車ロードレースの最高峰「ツール・ド・フランス」の名を冠したレース「さいたまクリテリウム by ツールドフランス」を10月26日に開催できることとなり、本市を国内外にアピールできる良い機会と捉えております。

本市が将来に向けてさらに発展・進化していくためには、こうした積極的な情報発信とともに、教育や文化、健康・スポーツ、環境といった、本市が強みを持っている分野で政策を磨き、市民一人ひとりがしあわせを実感でき、市民や企業から選ばれる都市を目指していくことが必要であると考えております。

その目指すべき都市像の実現のため、「東日本の中枢都市構想の推進」「日本一の安心減災都市づくり」「日本一の教育文化都市を実現」「環境未来都市の実現」「健康都市づくり」の5つの柱を基本としたまちづくりに取り組み、その具体的な方策として、「しあわせ実感都市」を実現するための「しあわせ倍增プラン2013」の策定と、「選ばれる都市」を実現するための「さいたま市成長戦略」の推進に取り組んでいるところです。

また、これからのまちづくりに当たっては、市民の皆さまが市政に参加しやすい仕組みづくりの充実を図り、行政と一体となって取り組むことが必要であると考えております。

そのためには、地方分権改革のさらなる推進を図り、本市のような指定都市において住民サービスに関わる事務が全てできるよう、必要な権限および財源を国や県から移譲させることが不可欠です。

そこで、本市ではかねてより大都市が、現行制度で国や道府県の事務とされているものも含め、地方が行うべき事務の全てを一元的に担う新たな大都市制度である「特別自治市」の創設を提案しております。この特別自治市の創設により、本市の住民福祉の向上を図るだけでなく、地域の実情に応じた行政の推進を図ることで大都市の能力を最大限に引き出すことができます。そうすることで、大都市の周辺地域も含めた経済・社会の活性化を図ることができ、さらに大都市が日本全体の成長をけん引するエンジンにもなると考えております。

これからも、他の指定都市、中核市、特例市と連携しながら、本市の強み、良さを生かしたまちづくりに取り組み、全国、そして世界に本市の存在感を発揮できるようにしていきたいと考えております。

HPアドレス: <http://www.city.saitama.jp>

問い合わせ先: さいたま市都市経営戦略室 TEL : 048-829-1064

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



ICTを利用した市民主体のまちづくり

千葉県 市長
熊谷俊人 氏 (35)



◇地方分権の推進は住民自治につながる

6月に出された第30次地方制度調査会の答申では、指定都市が処理できるものはできるだけ指定都市に移譲することが必要とされました。今後、指定都市への権限移譲がさらに進むことを期待します。

地方分権が進むと、基礎自治体は、より地域の実情に合った総合的な行政サービスの提供が可能となりますが、同時に、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることも求められるようになります。つまり、地方分権を突き詰めていくと「住民自治」となり、これまで行政に任せていたことを住民自らが決めなくてはならない時代が来ると考えられます。

◇今、地方の力量が問われています

現状でも、指定都市は道府県から権限を移譲され、ある程度自らの判断で事務を行っていますが、権限移譲をさらに進め、基礎自治体が自立して独自の方針の下に運営できるようになることが地方分権のゴールです。

同時に、地方分権の進展により、地方行政がチャレンジするのか、それとも前例踏襲で終わるのか、多くの住民を巻き込めるのか、それとも傍観者のままで終わらせるのか、地方行政に携わる者の力量が問われてくるのも事実です。

◇ICTを利用した市民主体のまちづくり

千葉市では、地域で発生しているさまざまな課題を解決するため、ICT（情報通信技術）を活用し市民と協働で問題解決に取り組む新たな仕組みづくりを目指し、「ちば市民協働レポート（ちばレポ）」の実証実験を7月から開始しました。これは、道路の不具合等の地域の課題について市民からスマートフォン等で写真付きレポートを投稿してもらい、その内容を行政が分析することで、課題解決に向けた市民と市の協働の可能性や仕組みづくりを検討するものです。今の時代や技術に合った方法で、市民が自ら「まち」を感じられるような仕掛けを作り、市民の「まち」への新たな関わり方を千葉市から提示したいと考えています。今回の試みは、市民主体のまちづくりの入り口であり、将来、千葉市がICT分野において、全国に先駆けてモデルを発信していくための最初のステップになると考えています。

◇終わりに

今後も、自らの責任と権限で自治体経営する気概と能力のある指定都市にさらに権限が移譲されるようアピールするとともに、ICTを利用した市民主体のまちづくりに向け、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

HPアドレス: <http://www.city.chiba.jp>

問い合わせ先: 千葉市政策調整課 TEL: 043-245-5047

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



真の分権型社会を目指しての川崎市の取り組み

川崎市 市長
阿部孝夫 氏 (70)



川崎市は、昨年は指定都市移行40年という節目の年であり、また、2014年には、市制90周年の記念すべき年を迎えることになります。

この間、本市においては、首都圏に位置する川崎の持つ特徴や強みなどを最大限に生かし、市民、事業者、行政が協力しながら、地域における課題に対応するとともに、相互に力を合わせ取り組むことで、良い影響を与え合い、相乗的な効果が次々と波及していく「グッドサイクルのまちづくり」を進めてまいりました。

こうした中、川崎臨海部における取り組みとして、ライフサイエンス・環境分野において世界最高水準の研究開発から新産業を創出する「キング スカイフロント(殿町国際戦略拠点)」を中心とした成長戦略の進捗(しんちよく)、川崎駅や小杉駅周辺地区の整備の進展など、「川崎の新たな飛躍」に向けた取り組みが着実に進んでいるところです。

一方で、経済のグローバル化や少子高齢化の進展など、社会経済状況が大きく変化している中で、大都市としても、さまざまな課題に対して、的確・柔軟に対応することが求められています。こうした課題に直面しているのは自治体の現場であり、これらの課題を解決するためには、現場である自治体に権限を集約することが必要です。このため、本市では、国や県からの制約を最小限とし、市域に及ぶ全ての権限を担うなど、自主的・自立的な行財政運営を行うことにより、地域の課題を一元的・迅速に解決することが可能となる新たな大都市制度として「特別自治市」を目指しています。

今後も、本市において培われた環境技術の世界への普及による産業の活性化や、今後成長が見込まれるライフサイエンス分野における取り組み、福祉製品の高いものづくり技術の海外展開など、日本経済の成長エンジンの役割を担う大都市としてのさらなる取り組みを強力に進め、世界に貢献してまいりたいと考えています。

HPアドレス: <http://www.city.kawasaki.jp>

問い合わせ先: 川崎市総合企画局自治政策部 TEL : 044-200-2761

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



挑戦し続ける都市・横浜

横浜市 市長
林文子 氏 (67)



◇すべての答えは現場にある

私は、市民の皆さまに最も身近な基礎自治体こそが、少子高齢化の急速な進行など、山積する課題に対して果敢にチャレンジし、解決モデルを示すことができると考えています。

今年4月に達成した保育所待機児童「ゼロ」は、まさに現場の総力を結集し、成し遂げられました。18ある行政区の全てに専門スタッフを配置し、地域の実情やニーズに応じた取り組みを進められる体制を整え、ベストプラクティスを市全体で共有することで、新たな取り組みが次々と生み出されました。あの手この手でゼロを実現した横浜の取り組みは、『横浜方式』として高い評価を得て、国の成長戦略の柱として「待機児童解消加速化プラン」に盛り込まれるなど、待機児童解消に取り組む他都市を後押しすることにつながりました。

国の成長戦略の柱には、「女性の活躍」も位置付けられています。私は、2010年のAPEC（アジア太平洋経済協力）横浜開催以降、APEC関連会合「女性と経済フォーラム」に毎年参加し、女性の社会進出支援に向けた横浜・日本の取り組みを伝えてきました。同様な課題を抱えた各国の関係者たちが、継続的に議論を重ね、具体的な取り組みを共有し、信頼関係を築いていくことで、女性の社会進出の加速化に向けた連携が深まりつつあります。

◇特別自治市の実現に向けて

自治体、国がともに成長していくためには、ベストプラクティスの共有など、実質的な連携を進めることが大切です。さらに、大都市は、市民の皆さまへのきめ細かいサービスを一層向上させ、わが国の経済を成長させるエンジンの役割も果たしていかなければなりません。

そのためにも、370万の人口と一国並みの経済力を有する大都市・横浜が、そのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、半世紀以上にわたる暫定的な制度として作られた指定都市制度を改革し、大都市にふさわしい権限と財源を備えた『特別自治市制度』を実現していくことが必要です。

第30次地方制度調査会答申では特別自治市の意義が明確に示されました。今後は、答申で言及された特別自治市実現に向けた課題を克服すべく、対応策を練り上げて国に提案するなど、制度実現に向けて精力的に取り組んでいきます。また、答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲についても、県と協議を重ねながら、着実に進めていきます。市民の皆さまの生活に寄り添う基礎自治体のさらなる自立に向けて、他の指定都市とも協力しながら特別自治市の早期実現に取り組んでいきます。

HPアドレス: <http://www.city.yokohama.lg.jp/front/welcome.html>

問い合わせ先: 横浜市大都市制度推進課 TEL: 045-671-4239

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



首都圏南西部の広域交流拠点都市として

相模原市 市長
加山俊夫 氏 (68)



◇潤水都市 さがみはら

相模原市は、豊かな水と自然に恵まれ、都市機能も充実したまちとして、「潤水都市 さがみはら」を合言葉に、「人や企業に選ばれる都市づくり」を進めています。

◇首都圏南西部の広域交流拠点都市として

東京都心をはじめ、さまざまな圏域からの交通網が交差する内陸ハブシティの特性を背景に、日本を代表する企業の基幹工場や研究拠点多く立地するなど、本市は首都圏の経済を支える生産・研究拠点として、着実な発展を続けてきました。

これに加えて、さがみ縦貫道路（首都圏中央連絡自動車道路）のインターチェンジ開設に伴う周辺地区の産業集積やリニア中央新幹線の新駅周辺のまちづくり、在日米陸軍基地の相模総合補給廠一部返還予定地における中心市街地の整備に向けた検討など、さまざまな大規模プロジェクトが進行しています。

首都圏南西部の広域交流拠点都市として大きく飛躍する可能性を秘めている本市は、そのポテンシャルを最大限に生かし、商業、文化・交流などのさらなる都市機能の集積や、雇用・居住環境の向上を図るとともに、周辺都市との連携・協力をより一層深めながら、市域を超えて圏域全体の発展をリードしていきます。

◇相模原市の大都市制度検討

首都圏南西部の広域交流拠点都市にふさわしいまちづくりの推進に向け、時宜を得た的確な取り組みを主体的に行うためには、地域が自らの責任と自らの財源で行政運営を行うことを可能とする新たな大都市制度を創設する必要があります。

本市では、2013年7月、「特別自治市」制度の早期創設や、「特別自治市」実現までの取り組みなど、本市の目指すべき方向性を「相模原市 新たな大都市制度検討報告書」として取りまとめました。

市民サービスの向上と、本市を含む圏域ひいては日本全体の経済発展のために、新たな大都市制度の早期実現に向け、引き続き取り組みを進めていきたいと考えています。

HPアドレス: <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>

問い合わせ先: 相模原市広域行政課 TEL : 042-769-8248

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



基礎自治体の強化が道州制議論の大前提

新潟市 市長
篠田昭 氏 (65)



◇3市長会連携の強化を

昨年に引き続き、今年も指定都市、中核市、全国特例市3市長会が主催するシンポジウムが11月に開かれます。3市長会は「近接性・補完性の原理」に基づき、住民に身近な基礎自治体に大きな裁量権を持たせるよう、制度改革を国に求めてきました。私たちの訴えもあり、地方制度調査会では改めて大都市制度を取り上げました。6月に出された答申では、指定都市と道府県の「二重行政」解消に向けた移譲事務の明示や、中核市・特例市へのさらなる事務移譲と両制度統合の提言など、評価すべき点もあったと思います。

しかし、指定都市市長会が求めていた「特別自治市」に該当する「特別市」（仮称）については「人口200万人以上など対象を限定」とされ、「多様な都市制度」についても否定的で画一的な枠にはめる姿勢が目立ったことは残念でした。

◇多数派の形成を

今後は地制調の答申を足掛かりに、3市長会の結束を固めて基礎自治体のさらなる裁量権強化を訴えていく必要があります。3市長会に参加している102市の人口は国民の半数に迫る5461万人です。これに自立を目指す志のある都市を加えれば国民の過半となる多数派を形成することは十分に可能です。

新たな要素も加わりました。道州制の動きです。道州制に移行する基本は、基礎自治体の強化です。具体策を立て、大胆に実践させなければなりません。基礎自治体の裁量権を大きくせず、ブロック議論が先行することは真の道州制ではなく「府県合併」ですので容認できません。

新潟では将来の道州制もにらんで、県と指定都市の役割分担を考え、司令塔を明確にする「新潟州構想」を推進してきました。これまでにハローワークでは、全国で初めて国の職業紹介、県の職業訓練、市の生活支援を区役所で一体化して行うなど、成果も挙げてきました。

7月末の会合では、（1）県の文化施設「県民会館」を市が管理運営する（2）県営住宅を市に段階的に移管する一などの新しい方向性を示すことができました。

一方では物流・エネルギーなどの拠点化政策や産業活性化策などは他の市町村に与える影響も大きいため、別の枠組みでの議論が必要となりました。

地制調での答申にある指定都市と道府県の協議会も、成果を挙げていくには多くの壁が想定され、「新しい裁定等の仕組み」が必須条件と思います。この実現にも基礎自治体の結束が必要です。

HPアドレス: <http://www.city.niigata.lg.jp>

問い合わせ先: 新潟市大都市制度・区政創造推進課 TEL: 025-226-2153

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



自立都市しずおかの形成による日本再生

静岡市 市長
田辺信宏 氏 (52)



旧静岡・清水両市が合併して新「静岡市」が誕生してから10年が経過しました。

この10年間で、駿府城下町や清水港町、東海道宿場町として発展してきた、それぞれのまちの歴史・文化的背景などへの相互理解が進むとともに、ごみ処理や生活用水問題の解決など市域全体の均衡ある発展が図られ、新「静岡市」としての一体化が推進されました。

また、JR静岡駅・清水駅前周辺の周辺整備などにぎわいと風格のある都市の顔づくりが進み、自治基本条例の制定などにより市民参画の意識が向上するとともに、中核市から指定都市に移行して高度な行政運営体制が構築されるなど、自主・自立的な都市経営を行うための基盤が整備されました。

このように、新「静岡市」誕生からの10年間で、本市のさらなる発展のための「礎」が築かれたと捉えております。

一方で、市民の暮らしや安全を守るために本市が果たすべき責任と比べて、権限や財源がまだまだ十分なものとはなっておりません。

基礎自治体である「市」が、真に自立した都市となるためには、自らの手で自らの地域をマネジメントする三つの「ゲン」、「権限、財源、人間」がしっかり備わらなければなりません。

そのため、本市は、現在県が担っている行政分野までも市が担う「しずおか型特別自治市」の実現に向けて、浜松市と静岡県と協働して取り組んでいます。

この実現によって、都市部も中山間地も存在する国土縮図型都市といえる本市が自立した地域経営を行うことは、地方都市が目指すモデル都市の構築につながるものであり、地方から国のかたちを変え、日本を再生していく道筋であると考えております。

HPアドレス: <http://www.city.shizuoka.jp>

問い合わせ先: 静岡市企画課 TEL : 054-221-1287

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



二つの「じりつ」を心掛けて

浜松市 市長
鈴木康友 氏 (56)



今年度は、義務付け・枠付けの見直しに関する第3次一括法の成立に続き、第30次地方制度調査会において、現行の指定都市制度の見直しや特別市（仮称）など大都市制度の改革に関する答申が示され、また、さまざまなところで道州制について検討がされるなど、新しい国のかたちの構築に関する議論が活発に行われてきています。私は、原則として、住民に身近な行政サービスはすべて基礎自治体が受け持つべきであると考えており、そういった制度づくりや環境整備について議論されることを評価する一方、基礎自治体側にも受けて立つ覚悟が必要だと思えます。こうした中、本市では、二つの「じりつ」を心掛け、都市経営、行政運営に取り組んでいます。

◇基礎自治体としての「自立」

一つ目は、基礎自治体として自ら立つ「自立」です。基礎自治体の中でも最大限の権限、財源を有する指定都市といえども、自立という点においては極めて不十分です。持続可能で市民本位の行政を推進するために、一層の自立を遂げる必要があります。そのためには、国からの「分権を待つ」のではなく、「分権を勝ち取る」努力が必要です。本市は、静岡県および静岡市とともに、基礎自治体に権限や財源を最大限移譲し、自立した都市経営を行う“しずおか型特別自治市”実現のための協議を始めています。

◇行財政改革への取り組みによる「自律」

二つ目は、行財政改革への取り組みにより、自らを律する「自律」です。自治体としての自立には自己責任が求められます。そのためには、これまで以上に自らを律して、簡素で効率的な行政運営が必要です。公共施設配置の見直しと統廃合を計画的に進めるほか、総市債残高の一層の削減に努めていきます。

◇地方分権型社会の実現に向けて

都市部から中山間地域まであり、「国土縮図型指定都市」と言われる本市の取り組みは、指定都市ばかりではなく、全国の基礎自治体のモデルとなり得るものです。基礎自治体が覚悟を決め、行政サービスを一元化できれば、道府県の役割は自動的に少なくなっていく、おのずと広域の道州制をつくろうという話になるのではないのでしょうか。地方分権型社会の実現に向けては、やはり、地域から変えていかなければなりません。その突破口となる特別自治市制度実現のため、中核市、特別市にも広く呼び掛け、連携して国に働きかけていきたいと考えています。

HPアドレス: <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

問い合わせ先: 浜松市企画課 TEL : 053-457-2086

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



地方分権時代における都市の役割

名古屋市 市長
河村たかし 氏 (64)



◇地方分権の必要性

明治維新後に形成されていった中央集権型行政システムは、権限や財源、人員を国家に集中させ、全国画一の統一性と公平性を重視するシステムであり、当時はまだ後進国であったわが国の急速な近代化と経済発展に寄与しました。

しかし、経済のグローバル化の進展や少子高齢化社会の到来など社会構造が急速に変化していく中で、時代の潮流に対応した行政システムが必要となっています。地方分権・地域主権という言葉が使われて久しくなりますが、交付税や補助金など、国からの財政的支援を受けないことには地方自治体の運営が成り立たない中央集権的な構造を改め、自立した地域がその特色を生かして全体をけん引する国のかたちが求められています。

◇名古屋市の取り組み

こうした中、指定都市では地方が行うべき事務とそれに見合う財源を一元的に担う「特別自治市」への移行を検討しています。特別自治市をはじめとした大都市制度の議論はとかく“大都市のエゴ”と言われがちですが、名古屋市としては、決して自らの発展だけを目指すのではなく、近隣市町村を含めた圏域全体の発展を目指してまいります。

名古屋市は、日本初の市民税5%減税や創祀1900年を迎える熱田神宮、復元中の名古屋城本丸御殿といった多彩な観光施設、日本一の貿易黒字額を生み出している名古屋港を擁するなど多様な魅力と経済力を兼ね備えています。

しかしながら当圏域においては、2027年のリニア中央新幹線開業により、圏域全体の活性化が期待される一方で、東京にヒト・モノ・カネが吸い取られる「ストロー現象」への懸念や、南海トラフ巨大地震への対応など、名古屋市という一都市だけでなく、圏域全体の発展や、広域的な行政課題への対応を視野に入れた行政システムが強く求められていると考えています。

名古屋市は、これまでも近隣市町村と良好な関係を築いてきましたが、今後は、より一層リーダーシップを発揮し、近隣市町村との水平連携を積極的に進め、住民サービスの向上と圏域全体の発展に努めていきます。

HPアドレス: <http://www.city.nagoya.jp>

問い合わせ先: 名古屋市総務局企画部大都市・広域行政推進室

TEL : 052-972-2208

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



京都力を最大限に発揮できる「特別自治市」の実現に向けて

京都市 市長
門川大作 氏 (62)



10月15日は京都市の自治記念日。1898年、先人たちの粘り強い運動によって、京都の自治権を制約していた「市制特例」の撤廃が実現し、市民自らの手によって市長が選任され、市役所が開庁した日です。

毎年、この日を迎えるたび、私は先人たちが誇り高く示した自治への気概と行動をしっかりと受け継ぎ、未来へと伝えていくとともに、今なお脈々と受け継がれている京都の地域力・人間力を最大限に発揮できるまちづくりを実現していかなければならないとの思いを強くします。

そうした思いの下、私は、東京一極集中や二重行政の弊害を打破し、市民の皆さまに最も身近な基礎自治体に対して、国や都道府県から権限と財源を大幅に移譲し、地域のことは地域で決めることのできる真の分権型社会へ力強く転換していかなければならないと考えています。さらには、広域自治体のあるべき姿としての「道州制」を見据えつつ、市域の事務全てを一元的に処理する新たな大都市制度「特別自治市」の創設を目指しています。

今、国では、第30次地方制度調査会の答申が出されたことをはじめ、地方分権改革が着実に進められています。京都市としても、この機を逃すことなく、各都市の皆さまとの緊密な連携を図りながら、地方分権改革の取り組みを一層推進してまいります。

同時に、現行の制度下であっても、「基礎自治体重視」「効率的な行政のかたちを作る」などを基本姿勢とした京都府との連携により、引き続き、二重行政の解消や政策の融合を大胆かつ着実に進めるとともに、市民の皆さまと夢や目標、行動を共にしながら、京都のまちが培ってきた経験や知恵、強みを最大限に生かして、「京都に住んでよかった」「日本に京都があってよかった」と心から実感いただける、魅力あふれるまちづくりに全力投球してまいります。

HPアドレス: <http://www.city.kyoto.lg.jp>

問い合わせ先: 京都市総合企画局政策企画室 TEL : 075-222-3033

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現をめざして

大阪市 市長
橋下徹氏 (44)



◇地方分権の必要性

高度経済成長時代を経て、日本は低成長期に突入し、国際的プレゼンスが低下する中で、東京一極集中は限界を迎えています。また、日本のさまざまなシステムは複雑化・多様化し、国だけでは全てを抱えていられなくなってきました。

この状況を打破するためには、中央集権体制を見直し、国は外交や防衛等国の存立に関する事務に専念し、事務権限や財源の移譲により、地方が内政に関する事務を主体的に担えるよう国の統治機構を抜本的に変え、地方分権改革を飛躍的に推進しなければなりません。

そして、地方は経済成長と国際競争力の向上等を実現する広域行政を担う道州と住民に身近な行政を行う基礎自治体に再編し、「ニア・イズ・ベター」の原則が徹底できるよう、住民生活に密着した行政を基礎自治体が自立して総合的・一体的に行えるようにしていくべきです。

◇大都市のあり方

本年6月25日、第30次地方制度調査会から安倍首相に対し、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」がなされました。答申では地域の実情に応じた多様な大都市制度の実現が求められていることから、現行の大都市制度の見直しに関して、指定都市における区の役割の拡充や区長公選制の検討などの都市内分権の充実について言及するとともに、新たな大都市制度に関して、特別区制度の東京23区以外の地域への適用などについても言及しています。

◇大阪にふさわしい新たな大都市制度

大阪では今、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき大阪府・大阪市を再編し、「新たな広域自治体」と公選区長・区議会を置く基礎自治体である「特別区」を設置するため、「大阪府・大阪市特別区設置協議会」において、新たな大都市制度の具体的な制度設計について議論しています。これが実現すれば、広域行政の一元化による都市機能の向上と住民に身近な特別区の設置による地域の実情に応じた住民自治の充実が可能となります。

今後とも、「大阪府・大阪市特別区設置協議会」で議論を深め、府市が一体となり、大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現をめざしていきます。

HPアドレス: <http://www.city.osaka.lg.jp>

問い合わせ先: 大阪市総務局総務課 TEL : 06-6208-9725

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



地方分権を切り拓く「堺の精神」

堺市 市長
竹山修身 氏 (63)



◇時代を切り拓いてきた「堺の先人達」

今冬、映画「利休にたずねよ」が公開される予定です。この映画は、安土桃山時代に「茶聖」とたたえられた堺出身の茶人「千利休」について描かれています。歌舞伎俳優の市川海老蔵さんが主演、堺出身の女優黒谷友香さんも出演されます。史実に基づき黄金の茶室や大茶会が再現されるなど美しい映像も注目されています。全国の皆さんにも今までにない斬新で美しい千利休の世界をぜひ堪能していただければと思います。

堺には、世界文化遺産登録を目指す百舌鳥古墳群を築造した古代から、「自由自治都市」として繁栄した中世、多くの文化人や新しい産業を生み出してきた近代まで、時代を切り拓いてきた豊かな歴史があります。千利休の他にも、貧民救済や治水・架橋など社会事業を成し遂げた高僧行基、情熱の歌人と謝野晶子、真の仏典を求めて当時鎖国中であったチベットに出国した河口慧海など多くの偉大な先人達を輩出してきました。これらの先人達の「挑戦の遺伝子」、「匠（たくみ）の遺伝子」、「自由の遺伝子」は「堺の精神」として脈々と市民に受け継がれています。

◇地方分権を切り拓く「堺の精神」

今年6月、政府の地方制度調査会は、道府県から指定都市にできるだけ権限移譲を行い、あわせて住民自治を強化するという内容の答申をまとめました。これはわれわれの考えに合致するもので、今後、税財源の移譲と合わせてスピード感をもった法改正を求めます。

堺市は、将来の道州制を見据え「子育て、健康、医療、福祉、教育」等の住民に身近な行政サービスを一元的に担う「住民に優しく足腰の強い基礎自治体」をめざしています。南大阪の核となる新たな「自由自治都市・堺」として、「堺の精神」を受け継ぐ市民とともに、これからの地方分権時代を切り拓いていきます。

HPアドレス: <http://www.city.sakai.lg.jp>

問い合わせ先: 堺市企画部大都市政策担当 TEL : 072-222-0380

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



都市が変われば日本が変わる

神戸市 市長
矢田立郎 氏 (73)



少子超高齢化や経済のグローバル化が進展する中、都市が果たすべき役割は、非常に多面的になってきています。住民に最も身近な基礎自治体として、多様化する住民のニーズに的確に対応していくとともに、圏域の中核として周辺自治体を先導し、日本の成長を支えていくことが、これまで以上に求められています。

このような状況の中で、市民の皆さんの安心・安全な暮らしを守るためには、市民サービスを提供する自治体が、地域のニーズを的確に把握し、地域の実情に応じた施策を決定して迅速に実施していくことが重要になります。つまり、「地域のことは、地域自らが決める」、そして、計画的に、スピード感を持って実行していくということです。そのためには、市民サービスに関わる事務について、住民に最も身近な市が一元的に行えるよう、国や県から権限とそれに伴う財源を移譲する必要があります。これが「地方分権」なのです。

本年6月には、義務付け・枠付け見直し第3次一括法が成立し、地方自治体の条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲が行われることとなりました。第30次地方制度調査会の答申では、都道府県から指定都市、中核市、特例市への事務移譲を進めるべきとの方針が示されました。また、現在、地方分権改革有識者会議において、国から地方への事務・権限の移譲等についての調査、審議が進められているなど、地方分権改革に向けた機運が高まっています。今後、改革の着実な推進に向けて、引き続き国に強く働きかけていきたいと考えています。

国と地方との役割分担のもと、都市が持つポテンシャルを最大限に発揮し、住民福祉の向上と地域経済の活性化を実現することが、指定都市、中核市、特例市に共通する使命ではないでしょうか。都市が変われば日本が変わります。地方から国のあり方を変え、日本経済の再生と成長戦略を実現するために、これからも真の分権型社会の実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

HPアドレス: <http://www.city.kobe.lg.jp>

問い合わせ先: 神戸市企画課 TEL : 078-322-5022

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



「総合福祉の拠点都市」の実現に向けて

岡山市 市長
高谷茂男 氏 (76)



◇地方分権改革の成果を生かす

中四国の交通のクロスポイントに位置する岡山市では、「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」「中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市」という二つの都市像の実現を目指し、市民福祉の向上と広域圏に暮らす人々の幸せに貢献できる都市づくりを進めています。

こうした中で、地方分権改革についても、その成果を本市のまちづくりに積極的に生かすよう努めているところです。その例として、市営住宅の入居基準等について、20歳から59歳までの住宅に困窮する低所得の一般単身者の入居要件を緩和するとともに、ユニバーサルデザインの導入や新エネルギー利用等を加えた整備基準を条例に盛り込みました。

また、福祉関連の施設やサービスの基準に関しては、プライバシーの保護、人権擁護や利用者負担の軽減等の視点から、利用者の立場に立った独自の基準づくりに努め、特別養護老人ホームと併せてショートステイ利用の場合も居室定員を原則1人とするなど、介護保険施設において居室のある階ごとに食堂を設けること等、全国に先駆けた基準も導入しました。

◇岡山モデルの発信

こうした取り組みと併せて、広域圏の人々の幸せに貢献する「総合福祉の拠点都市」を体現する先進的な取り組みとして、全国初の在宅介護に特化した「岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区（2013年2月指定）」の取り組みを進めており、超高齢社会を乗り越えるための岡山モデルを構築し、全国に発信していきたいと考えています。

また、14年秋には、「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の最終年を締めくくる「ESDに関するユネスコ世界会議」が愛知県名古屋市とともに本市で開催されます。本会議を通じて、市内の優れたESD活動をベースとした未来に向けての新たなESD推進モデルについて国内外に向けて発信していきます。

今後とも、地域のまちづくりは地域が自ら決定し、実行できる真の地方自治の確立に向け、権限と財源のより一層の充実を国に働きかけていくとともに、政策形成・遂行能力のさらなる向上に努め、分権改革の進展による成果をまちづくりに最大限に生かしていく所存です。

HPアドレス: <http://www.city.okayama.jp>

問い合わせ先: 岡山市政策企画課 TEL: 086-803-1040

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



世界に誇れる「まち」の実現に向けた地方分権推進の取り組み

広島市 市長
松井一實 氏 (60)



少子高齢化が進展し、住民のニーズがますます多様化・複雑化する社会においては、さまざまな価値観を持つ住民の意向をくみ取りながら行政展開を進めていくことが一層求められます。このため、本市は、基礎自治体を中心となって住民の意向に沿った行政運営ができる社会（真の分権型社会）の実現を目指し、単に国の制度改革を待つのではなく、国、広島県等と連携しながら、現行制度の枠内でも実現可能な住民サービスの向上につながる取り組みを実行しています。

具体的な取り組みを紹介しますと、まず、国との関係においては、本年1月、生活面で困難・問題を抱えた住民に対する就労支援の充実強化を図るため、厚生労働大臣との間で「広島市雇用対策協定」を締結し、本年6月には、生活困窮者の就労支援窓口を市内全区役所に設置して、ハローワーク（公共職業安定所）との一体的支援を開始しました。

また、広島県との関係においては、昨年2月、「広島県・広島市連携のための合同研究会」を設置し、県・市がそれぞれ実施している類似の事務事業等について、県・市の連携や役割分担の整理を行い、広島市域における中小企業支援の1次相談窓口の設置等を実現しました。

さらには、本年9月に、私を本部長とする広島市地方分権推進本部を設置し、全庁を挙げて地方分権に取り組むこととしました。今後は、これまでの取り組みを継続するとともに、（1）事務・権限の移譲（2）国県市連携（3）広域連携－を通じて住民サービスの向上につながる政策を実現し、より一層住民の期待に応えられるよう企画・立案能力を磨いていきます。このように、主体的に地方分権に取り組み、実績を積み重ねることができれば、住民の意向に沿った行政運営を可能とする「道州制」の導入も後押しすることができると考えています。

以上のとおり、可能なことから着実に地方分権を進めていくことによって真の分権型社会を実現し、ひいては、本市が目指す「まち」の姿である、市民が「世界に誇れる『まち』」を実現したいと考えています。

HPアドレス: <http://www.city.hiroshima.lg.jp>

問い合わせ先: 広島市分権・行政改革推進課 TEL: 082-504-2044

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



地方分権改革の推進と大都市の役割

北九州市 市長
北橋健治 氏 (60)



1963年に旧5市（門司・小倉・若松・八幡・戸畑）の対等合併で誕生した本市は、今年2月に、市制50周年を迎えました。この大きな節目の年を、市民全体で祝い、新たな魅力を生み出し、未来へつなげる年とするため、本市初のフルマラソン「北九州マラソン」の開催や市民太陽光発電所（メガソーラー）の建設など、全庁を挙げてさまざまな記念事業を実施しています。

◇地方自治の考え方について

現在、人口減少や少子化・高齢化、経済のグローバル化が進み、日本を取り巻く社会情勢は急速に変化し、国と地方のあり方についても、大きな転換期に来ております。このような状況の中で、地方自治の運営に当たっては、住民に最も身近な存在である基礎自治体が、住民ニーズに的確に対応し、行政サービスを効率的に提供していく必要があります。

そのためには、地方分権改革をさらに進め、基礎自治体へ必要な権限や税財源を移譲し、基礎自治体が自主的に、責任を持って、地域における行政の中心的な役割を担うことができる制度とすることが重要です。

◇大都市の役割と本市の取り組み

また、大都市は、人口の集中や産業の集積などによる大都市特有の行政需要に対応しながら、圏域の中核都市として、他の自治体を先導していく役割を担わなければなりません。

本市では、福岡市、熊本市と共同で「大都市制度研究会」を立ち上げ、九州全体のさらなる成長をけん引する観点から、九州における大都市のあり方について検討を行い、本年4月に、地方分権のあるべき姿として九州における道州制「九州府構想」の実現を目指すことを3市長で確認しました。その実現を見据え、権限・税財源のさらなる移譲、広域連携の強化、住民自治の充実を図るため、引き続き地方分権改革に取り組んでまいります。

今後、さらに地方分権改革の大きな流れをつくり、国を動かす大きな力とするためには、中核市、特例市などとの連携が不可欠です。九州内の中核市、特例市など、多くの市と足並みをそろえ、知恵を出し合いながら、真の地方分権型社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

HPアドレス: <http://www.city.kitakyushu.lg.jp>

問い合わせ先: 北九州市政策調整課 TEL : 093-582-2156

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



九州府構想の実現に向けた福岡市の役割について

福岡市 市長
高島宗一郎 氏 (38)



私は、福岡市をアジアに貢献し、そして目標とされる「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」にすること、「市民が共感できる市政」にすることを目指しています。この目標のチャレンジにあたり大きな力となるのが、地方分権改革と考えています。

わが国は現在、市民ニーズやライフスタイルの多様化、少子高齢化、社会経済活動の変化、地域コミュニティの希薄化、情報化の進展など、さまざまな社会的環境の変化に直面しており、今まで以上にスピード感を持って、状況に合わせた施策を実行していくことが求められています。

これまでの行政サービスは、中央集権的に国や首都圏を中心に制度設計が進められてきましたが、財源の大幅な伸びが期待できないこれからの時代、基礎自治体優先の原則に基づき、より住民に近いところで、地域の実情や特性に応じた施策を展開していく必要があると考えています。

九州では2006年から道州制の議論が行われ、九州市長会において、九州における道州制「九州府構想」を打ち出しています。また、北九州市、福岡市、熊本市の九州3指定都市では、昨年度に大都市制度のあり方を共同で研究し、本年4月には、市長会議を開催して意見交換を行い、九州府構想の実現を目指して3市で連携、協力を深め、県からの権限移譲の推進、大都市を核とした広域連携、住民自治の充実等の取り組みを行っていくことを確認しました。

福岡市には、現行の自治体の枠組みの中で周辺の自治体とも連携を図り、拠点性を高めることで、（1）九州全体の成長のけん引（2）16市町を圏域とする福岡都市圏域の中核都市（3）周辺市町の機能の補完－という三つの役割を果たし、福岡、九州の発展をリードしていく役割が求められていると考えています。さらには住民自治の拡充を図るためにも、国や県からの大都市への権限・財源の移譲も重要になってくると思います。今後も都市圏の首長とも意見交換をしながら共同事業の充実・強化を図り、九州府構想の実現に向けて、基礎自治体中心の地方分権改革を推進していきたいと考えています。

HPアドレス: <http://www.city.fukuoka.lg.jp>

問い合わせ先: 福岡市企画調整部 TEL : 092-711-4086

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる



地方分権の推進に向けた熊本市の取り組み

熊本市 市長
幸山政史 氏 (48)



◇指定都市へ移行して1年

熊本市は昨年4月に政令指定都市に移行し、区役所を拠点とした区ごとのまちづくりにより一層のスピード感をもって取り組んでおり、また、歴史や文化、自然環境などの魅力に更に磨きをかけ、もっと暮らしやすさを実感できるまちの実現と、さまざまな場面で選ばれる都市を目指したまちづくりを進めています。

具体的には、区ごとに「まちづくりビジョン」を策定し、区の特性を生かした取り組みを進めており、例えば健康をテーマとしたまちづくりの全小学校区での展開、地域住民自らが危険箇所を把握し作図する地域版ハザードマップづくり、公共交通空白地域へのコミュニティ交通の導入支援など、住民の皆さまに身近な行政サービスの充実を図り、行政区・区役所を設置した効果を実感いただきたいと考えています。

◇政策形成機能の向上

また、地方分権の進展により、今後さらに地域の個性や特性を生かした自らの判断と責任によるまちづくりが必要となり、指定都市としての政策提言も求められます。そのためには政策形成機能の向上が不可欠であることから、中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的として、昨年10月に「熊本市都市政策研究所」を設置し、さまざまな分野の政策に関する調査研究を進めています。

◇九州の政令指定都市、中核市、特例市との連携強化

さらに、本市は指定都市移行後に、北九州市、福岡市と共同で大都市制度の研究会を立ち上げ、九州における大都市のあり方について検討を進めてきました。本年4月には、地方分権のあるべき姿として、九州における道州制「九州府構想」の実現を目指すとともに、更なる権限・税財源の移譲、広域連携の強化、住民自治の充実を図ることを確認しました。

このような方向性は中核市や特例市にも共通することから、まずは九州内の各都市と認識を共有し、連携を強化することにより、真の分権型社会の実現に向けた全国における取り組みをけん引していければと考えています。

HPアドレス: <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/default.asp>

問い合わせ先: 熊本市企画課 TEL : 096-328-2035

※掲載時点の市長執筆記事です

閉じる